

第2回検討会議における主な意見への対応

主な意見		対応(案)	
全体	内容が規制ばかりで、自転車の利用を「促進」する観点が全くなく残念に思う。	ご意見を踏まえ、「基本理念」を追加。 自転車の活用推進は、「愛知県自転車活用推進計画」に基づき進められており、この「条例のあり方(案)」は、愛知県自転車活用推進計画の目標のひとつである「自転車事故のない安全で安心な社会の実現」のために作成するものであることを御理解いただきたい。	
	「趣旨」にある条例制定の目的として「交通事故の防止」だけでなく、「自転車に関わる交通事故の発生防止」「人的被害の重大化防止」「交通事故の被害者救済」を入れてはどうか。	ご意見を踏まえ、「目的」を追加。	
	ヘルメットや保険等、義務を課すものには費用補助などの必要な措置を検討してほしい。	促進のための必要な措置を行うことについては、各項目の県の責務として記入済み。費用補助に関する具体的施策については今後検討する。	
	「高齢者の親族等」が「ヘルメットの着用促進」のみに登場し、違和感がある。	自転車乗車中の交通事故死者の約〇割が高齢者であることから、事故の重大化を防止するため、高齢者の身近な人からの声掛けをお願いしたい。	
各主体の基本的な責務	県	「道路交通環境の整備」は良いが、「自転車通行空間の整備」では範囲がせまい。	ご意見を踏まえ、愛知警察による交通規制もあることを鑑み、「道路交通環境の整備」に修正。
	自転車利用者	「法令を遵守すること」だけでなく、具体的な交通ルールを明記してほしい。	ご意見を踏まえ、「各主体の基本的な責務」として「(略)自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、(略)」を追加。 県条例では他の法令と重複する内容を記載することはできないため、交通ルールについては自転車交通安全教育及び広報啓発の際に、わかりやすく周知する方法を検討する。
		歩行者や他の車両へ配慮するよう明記してほしい。	自転車利用者の責務として「(略)歩行者又は他の車両の通行に配慮する等安全な利用に努めなければならない」を追加。
	自転車利用事業者	ウーバーイーツから提供された情報をもとに配達を行う個人は該当するが、ウーバーイーツの会社本体は情報を提供しているだけなので、自転車利用事業者には該当しないのではないかと。自転車を利用して第三者に業務を与える者も対象としたい。	ウーバーイーツを運営するウーバージャパンの事業所は県内になく、県条例での対象とすることはできないため「自転車利用事業者」の定義は変更せず、ウーバーイーツの場合は、あくまで事業で自転車を利用する個人が対象となる。 ただし、ご意見を踏まえ、自転車利用事業者・自転車貸付事業者の責務として「自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない」を追加。
	保護者	「教育」にある「(監護する未成年者に対し)自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能を習得させる」は、教育以前の問題であり、保護者の基本的な責務として記載してはどうか。	ご意見を踏まえ「各主体の基本的な責務」として「自転車利用者」に追加。 「保護者」は「監護する未成年者に対し、自転車利用者としての基本的な責務を理解させるよう努めなければならない」を追加。(教育の項目からは削除)
	他	「学校の長」の役割が明記されておらず、違和感がある。	ご意見を踏まえ「学校の長」の責務として、「自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、通学等のために自転車を利用する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する取組を行うように努めるものとする。」を追加。(合わせて、「事業者」の責務も学校長と同様に修正。)

		主な意見	対応(案)
自転車交通安全教育の促進	県	市町村や関係団体等への支援について、努力義務ではなく義務にすべき。	ご意見のとおり修正。
	自転車利用事業者	教育又は情報提供について、努力義務ではなく義務にすべき。	事業者の規模や形態によって教育又は情報提供の実施が困難な場合も考えられるため、努力義務のままとし「努めなければならない」に修正。
	学校の長	「努めるものとする」ではなく「努めなければならない」としてほしい。	ご意見のとおり修正。
		自転車通学者への指導を明記してほしい。	自転車通学者等への指導も含め、「自転車の安全で適正な利用に関する取組」を行うよう努めるものとし、「各主体の基本的な責務」における「学校長」の責務として追加。
	大学の学長が大学生を対象に小中高と同じような自転車交通安全教育を行うことは難しい。	ご意見を踏まえ、「教育又は啓発」に修正。	
ヘルメットの着用促進	全体	頭部保護にはヘルメットだけではなくエアバックもある。エアバックは今は高価だが、年々値段も下がっており、今後普及する可能性もあるため、「乗車用ヘルメット等」としてほしい。	エアバックについては商品名が「自転車用エアバックヘルメット」であるため、条例のあり方(案)での記載は「乗車用ヘルメット」のままとするが、Q&A等でエアバック等についても補足したい。
		ヘルメットを「義務」とした国では、自転車の利用者数が3割減ったと聞いたことがある。「努力義務」のままとしてほしい。	ご意見のとおり記載済み。
	学校の長	「通学」時だけでなく、学校の部活動やクラブ活動で自転車を利用する際にもヘルメットを着用するようにしてほしい。	ご意見を踏まえ「通学等」と修正。部活動やクラブ活動等の具体的な例は条文上ではなく、Q&A等で補足したい。(同様に、「各主体の責務」「自転車損害賠償責任保険等の加入促進」の「学校の長」の責務も修正)
自転車損害賠償責任保険等の加入促進	全体	教育等のリスクマネジメントをしっかりと行う上で保険を「義務」とするならよい。	ご意見のとおり「自転車交通安全教育の促進」を重点項目の1つとして条例に記載済み。
		「生命」「財産」についての記載が非常に複雑でわかりづらい。	
		保険商品によっては「生命」「財産」両方を対象としたものもあり、自動車保険も「生命」は法で加入が義務付けられているが、「財産」については記載がなく所有者が任意で加入するものなので、自転車についても同様に、「生命」を義務とし、「財産」については削除してよい。	ご意見を踏まえ、「自転車損害賠償責任保険等」の定義を「自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済」と修正し、「自転車損害賠償責任保険等の加入促進」の各主体に係る「財産」に関する保険加入の努力義務規定を削除。